

困ったときは、お近くの
消費生活センターにご相談ください。



東京都消費生活総合センター

東京暮らしWEB

検索

www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp

消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門の消費生活相談員が、トラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け）、情報提供などを行っています。

本人だけでなく、家族やヘルパーなどの周りの人も相談できます。

高齢者の
消費者被害のご相談は

高齢者被害110番

☎03-3235-3366

受付:月曜～土曜(祝日・年末年始除く)9時～17時

ご家族・ホームヘルパー・
ケアマネジャー等からの
通報・問い合わせは

高齢者見守りホットライン

☎03-3235-1334

受付:月曜～土曜(祝日・年末年始除く)9時～17時

困ったときは一人で悩まずに、
「消費者ホットライン」188 に
御相談ください。

いやや!
188 泣き寝入り!
と覚えてね

高齢者見守りハンドブック ～高齢者の消費生活トラブル 早期発見のために～ 登録番号 (28) 22

発行日 平成29年3月

編集・発行 東京都消費生活総合センター活動推進課

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 電話 03-3235-4167

印刷 株式会社 美巧社



古紙配合率70%以上生紙を使用しています